

八夕二十九号

〔為正義〕

臨時軍法會議所託決定書

八、九、十、臨時軍法會議軍檢察官

臣下十七年十月滿洲總管禁中力

一、池田治一

當四十六年日本鹿島市出生(明治三十五.一〇.一)日本陸軍大佐

二、三橋弘

當三十九年大坂市出生(明治四十二.四.二)軍屬大

三、伍相當官

當三十六年鹿島縣福山市出生(明治三十一.一〇)陸軍少佐

四、河村千代松

當三十六年愛知縣春日井市出生(明治三十六.六.七)陸

五、軍少佐

當三十八年福岡縣築上郡出生(明治三十九.六.八)

六、陸軍少佐

當四十年佐賀縣杵島郡出生(明治三十二.三.三)

七、中島西郎

當四十年佐賀縣杵島郡出生(明治三十二.三.三)

八、(A) 滝軍太尉

當三十九年茨城縣水戶出生(大正七年.一.一八)陸軍大尉軍備

九、古谷嵩

當四十年東京都淺草出生(明治四〇.一〇.九)軍屬

一〇、下田真治

法務省

当三事方、和歌山県東牟婁郡出生（大正二年元）年高

一一 森本雪雄

当二十四方、和歌山県有田郡八幡村出生（大正二年一月）年高

一二 萩木健次郎

当三十八方、山梨県北都留郡出生（明治四十二年五月）年高
以上之被告人等に開き本件の調査を開始し、一九四六年（昭
和二年）官報第四七号「戦争犯罪審判法」九条及以次条に照
ては、これら被告人は前記調査に基き、戦時中一九四四年（昭和十九
年）阿蘭禪印度にて下の各項に記載する戦争犯罪等行為につき、
其の責を負すことは明白である。即ち

一、被告 池田省一

昭和十九年三月四月の間、スマランク *Hestian* 将校の私にあつたが、か
れて日本軍当局によつてスマラン所在のスマランオースト、カンダハン、ハ
ルマヘラ並びにアムバラワ所在のオ四及ハオ六の各収容所に抑留され
て以來一回約三五名の婦人を連れ出し、スマランにあらず将校ヲ

法務省

スマラン、ラーフ、日丸及バツ双葉莊等の慰安所にか
て自己の統率下にあらず軍人及公軍属を相手に賣淫すを
強制し、又強姦を行、戦争犯罪を犯した。

二、被告 三橋弘

昭和十九年二月二九日、少くとも昭和十九年二月中或は後、スマラン
にあらず指定慰安所「滑枝」ヲにきて、丁・A・オヘル木原の婦人
に對し、能力をもつて強制的に性交を営んだ。

三、被告 関田慶治

九、昭和十九年二月二九日、少くとも昭和十九年二月半、スマランク *Hestian*
将校代理の私にあらず、かねて日本軍当局によつてスマラン所在
のスマランオースト、カンダハン、ハルマヘラ並びにアムバラワ所在の高
及ハオ六の各収容所に抑留され以来一回約三五名の婦人を
スマランにあらず将校ヲ、スマラン、ラーフ、日丸及バツ双葉莊等の
慰安所に連れ出し賣淫を行ひ、賣淫法を背人せざる者は特
にては、強制してこれを行わせた。

6. 昭和十九年二月二九日、少くとも十九年二月半の或る白昼、学校代理の助にあつて、スマランの慰安所にて指定されて該校にてから、a項記載の婦人等をして賣淫を行ひ、しかもして撃等の凶文を飛ばして同クラブと詰めた日を以て計し、各自自由意思にてそニハと拒絶した場合には、彼女等の家族に最も恐怖せんと申候旨もそ報復すと威嚇した。

C. 昭和十九年二月二九日、少くとも十九年二月半の或る夜、上項に掲げた場所において、上フジンティン等の婦人に對し、腕力をもつて、強制的性交を行ひ當んだ。

D. 昭和十九年二月三日四月の間、学校代理の助にあつて、a項に掲げた婦人等を、将校クラブ「スマラン・クラブ」一日丸及び「娛樂社」等の慰安所に宿泊させ、自己の統率下にある軍人及び軍属を相手に賣淫を強制し、かつ強姦を行ひ戰争犯罪を犯した。

方四被告 河村千代松

昭和十九年二月三日四月の間、少くともその頃、スマランの士官訓練

法 務 省

學校指揮官の副官としての助にあつて、かねて日本軍当局によつてスマランのスマランガースト、カンダハン、ハルマハイア並びにアーバウワガ、オカツの各收容所に抑留されて、公一國約三五名の婦人をして、自己の統率下にあち軍人及ぶ軍属と相手に賣淫を強制し、かつ強姦を行ひ戦争犯罪を犯した。

方五被告 柏上類蔵

a. 昭和十九年二月三日及以四月の間、軍醫監督官の助にあつてから、スマランのスミス・アーヴィング(後にホテル・アーヴィングセント・マリ)構内にあつて當時の將校クラブと称して、ソナ慰安所に、強制淫賣を行ひせる目的で宿泊せりべしに婦人等に對し不當な待遇を加之、又南洋の医療並に薬品を施與せず、不健康な衛生状態の下に生活せりべし。長昭和十九年二月三日及以四月の間、スマラン士官訓練學校軍医部の監査軍医官であつたが、かくて日本軍当局によつてスマラン所在のスマランガースト・カンダハン・ハルマハイア並びにアーバウワガ

バラツ所在ヲオ四、オ七、右收容所に抑留されて以て一国約三千名の婦人をスマラン指定の慰安所へ滑被ウラブレ日丸丸一及び育葉丸一に宿泊させ自己の統率下に有る医官と相手に強制的に賣淫行為を行わせ。

オ六 被告 中島四郎

a. 昭和十九年二月三月及ハ四月の間、軍医監督宣にてスマラン駐屯の日本将校主任は將校相手より地位による軍属の専用にて指定されて、当時の稱呼「將校ウラブレ」として慰安所に賣淫を強制する目的をもつて宿泊せしりて可つて婦女子に対して、不当な待遇を加之。併し、必要とした医療並びに薬品を施與せず、彼女等にて不健康な衛生状態の下に生活せざると得ざらしりに。

b. 反撃記載の時期之場所にあたる、H. D. リードス反帰人に対する腕刀をひきつて強制的に性交を逼入した。

法務省

オ七 被告 石田英一

昭和十九年二月二三日、二四日、二五日及ハ二六日頃、少々モ一九年二月中、日本ヲナガシ、日本軍に勤務する外國人で、自己の統率下にゐる者とも相手に賣淫行為をなされた目的をもつて、スマラン所在のスマランヌースト、カンドハン、ハルマヘイテ並いにアリバラツ所在のオ四及ハ六名收容所に抑留中の婦女子を喰え抜ら、モテ喰え抜らしに之の婦女子を日本軍当局の命じた取扱と並行してソレノ名目之下にスマランウカラーランに宿泊させ更に安婦としての指導を行ひ、賣淫を行ひ、その意思をき者には強制にてニセを行わせた。

オ八 被告 A

昭和十九年二月三月及ハ四月の間、スマラン・クラブと稱す3慰安所にあたる、スマラン婦人E. リュクゼンブルフに付シ一〇回モ一しよル以上にわざり、腕刀をひきつて強制的に

性交乞管人た。

十九 被告 古谷 崑

元 昭和十九年二月三日及以四日之間、スマラン・ヘーリングからホテル、スマラン・ラグナ・ブリッジにて、慰安所の経営者であつたが、日本軍当局によつて同所に宿泊せしめられて、以て約七名の婦女子に付し賣淫を強制し、もし彼女等がその慰安所を訪れた日本人の性交を拒絶した場合には、しばしばそれを婦女子を殴打した。

8. 前項記載の時期及八陽町に在り、アン・ホーリーを介して少女に対する腕力をもつて強制的に性交を當んだ。

二十 被告 下田 真治

昭和十九年二月及以四月之間、スマラン・チャーン・ハルクは河内当時、青雲社としていた慰安所の経営者であつたが、以て日本軍当局にあつて宿泊せしめられて、以て約七名の

法務省

婦女子に付し、同慰安所を訪れた日本人と性交を肯んじ

る、場合には、兵卒専用の房等を慰安所に住む者に付し、強制して賣淫行為を強制した。

二十一 被告 松本 雪雄

4. 昭和十九年二月及以四月之間、ベラカン・ジ・ボン・ド・光の支那ホテル、後にアーチ・チャーン・ハビロン、當時はヨーロッパ新しくは慰安所の経営者であつたが、約一一名の婦女子に賣淫を強制し、もし彼女等が同慰安所を訪れた日本人に付し、性交を拒絶した場合は、復讐手段として彼女等の取扱を収容所に付置するを威嚇した。

6. 前項記載の時期及八陽町に在り、アーチ・チャーン・ハビロンの婦女子に付し、腕力をもつて強制的に性交を當んだ。

二十二 被告 萩木 健次郎

昭和十九年二月三日及以四月之間、スマラン・ラグナ・ブリッジにて、慰安所の経営者として、かねて日本軍當

局によつて宿泊せしものにて、女之婦女十六灯にて強制的
に賣淫を行ひ、もし被女等の同慰を附せし日本人は
性交と拒絕しに場合には、兵卒專用の湯等其慰安所に住
み替わらざる威嚇した。

以上の如き、強姦、賣淫と強制するにあり連行、強制賣
淫並びに前記すへり婦女子に対する肉体的・精神的二重
多大の苦痛を惹き起すに至らしりに不当な待遇等は、本件
一九四六年（昭和二年）官報第四五号「戰爭犯罪懲罰令
六四条以下にあつて處罰されべからず」の如く、少く一ヶ月一ノ
スト街に有る高等法院構内に設置してあるバタビア臨時軍法会
議に、本件審理より前記被告人等（民友省署（三二）年附
託手）。

審判日 一九四八年（昭和二三年）一月二六日

法務省

ハタヤ 一九四七年（昭和二年）二月二二日

軍械庫官

丁・テイ・ル・イク